

松田町スマートハウス整備促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、自ら居住する住宅に住宅用スマートエネルギー設備を導入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、松田町補助金等交付規則(平成13年松田町規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助対象設備(以下「対象設備」という。)は、次のいずれか一つ以上の物であり、別表1に掲げる要件を満たし、かつ、未使用のものとする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) HEMS
- (3) 家庭用燃料電池システム
- (4) 潜熱回収型ガス給湯器
- (5) 家庭用ヒートポンプ式給湯器
- (6) V2H充給電設備

(補助対象者)

第3条 町長は、町の区域内で、自らの住居の用に供する建物に前条の各号に掲げる対象設備を設置する(リース事業又はPPA事業による設置を含む)者のうち、第1号から第3号に掲げる全ての要件を満たすものに、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 設置する建物が、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)の所有物でない場合は、所有者の設置承諾書を受けていること。
- (2) 過去に松田町スマートハウス整備促進事業費補助金による交付決定を同一の設備について受けていない者。
- (3) 町税等に滞納がない者。

2 住宅用太陽光発電システムまたはH E M Sについては、電灯契約を結んでいる個人であり、住居として使用されている建物に設置する者（店舗、事務所等の兼用は可とする）。

（補助金の額）

第4条 補助金の金額は、次のとおりとする。

（1） 太陽光発電システムの補助金の額は、太陽電池モジュールの最大出力値（単位はkWとし、小数点以下第3位を切り捨てて算出する。）に2万円を乗じて得た額（1千円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。

（2） H E M Sの補助金の額は、定額1万円とする。

（3） 家庭用燃料電池システムの補助金の額は、定額5万円とする。

（4） 潜熱回収型ガス給湯器の補助金の額は、定額5万円とする。

（5） 家庭用ヒートポンプ式給湯器の補助金の額は、定額5万円とする。

（6） V 2 H 充給電設備は、導入費の1 / 2以内（千円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）とし、5万円を上限とする。

（補助金交付の申請）

第5条 申請者は、対象設備設置工事に着手する前又は対象設備付住宅を購入する前に、補助金交付申請書（第1号様式）に別表2に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定通知）

第6条 町長は、前条に定める申請書を受理したときはその内容を審査し、交付又は不交付の決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付の決定の通知に際し、補助

金の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことができる。

(事業の変更等)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、交付決定の内容に変更が生じたときは、速やかに松田町スマートハウス整備促進事業費補助金事業変更承認申請書(第3号様式)を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、提出を省略することができる。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、計画の変更等を承認するときは、松田町スマートハウス整備促進事業費補助金変更承認通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 補助事業を中止するときは、松田町スマートハウス整備促進事業費補助金中止承認申請書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の申請があったときは、松田町スマートハウス整備促進事業費補助金中止決定通知書(第6号様式)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、対象設備の設置を完了した日から30日以内又は対象設備の設置を完了した日の属する年度の3月15日(閉庁日の場合は翌営業日とする)のいずれか早い日までに、松田町スマートハウス整備促進事業費補助金実績報告書(第7号様式)に別表3に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第9条 町長は、前条に定める実績報告書を受理したときはその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を確定し、その旨を松田町スマートハウス整備促進事業費補助金確

定通知書（第8号様式）により申請者へ通知するものとする。
（補助金の支払）

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、松田町スマートハウス整備促進事業費補助金交付請求書（第9号様式）を町長に提出しなければならない。

（取得財産の管理及び処分）

第11条 申請者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 申請者は、設置の日から起算して別表第4に規定する年数を経過するまでは、町長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保（以下「処分」という。）にしてはならない。ただし、あらかじめ取得財産の処分に関する処分承認申請書（第10号様式）を町長に提出し承認を受けた場合はこの限りではない。

（決定の取消し）

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

（2） 本要綱の規定に違反したとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命

ずるものとする。

（個人情報保護）

第14条 本事業に当たっては、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、松田町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第19号）及びその他関係法令等の趣旨に従い、適切にこれを行うものとする。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行日の前日までに、松田町スマートハウス整備促進事業費補助金交付要綱（平成28年松田町告示第46号）の規定に基づき交付決定されているものについては、なお従前の例による。

3 松田町スマートハウス整備促進事業費補助金交付要綱（平成28年松田町告示第46号）は廃止する。

附 則

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の松田町スマートハウス整備促進事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年7月2日告示第58号）

（施行期日）

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年7月2日以降の申請について適用するものとし、令和6年7月1日までに交付決定をされているものについては、なお従前の例によるものとする。

別表 1 (第 2 条 関係)

対象設備	補助対象要件
太陽光発電システム	<p>住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連結し、かつ、太陽電池の最大出力（対象設備を構成する代用電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本工業規格を基準としているが、I E C等の国際規格も可とする。）の合計値（kW表示とし、小数点以下第3位を切り捨てる。）とする。以下同じ。）が10kW未満の太陽光発電システムであること</p>
H E M S	<p>(1) 経済産業省において、認定されたH E M S標準プロトコルを実装した機種であること</p> <p>(2) 電力使用量等を表示できる機能を備えた製品であること</p>
家庭用燃料電池システム	<p>一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録がされた製品であること</p>
潜熱回収型ガス給湯器	<p>潜熱を回収するための熱交換器を備えており、J I S基準に基づく給湯熱効率が90%以上であるもの</p>
家庭用ヒートポンプ式給湯器	<p>ヒートポンプを熱源として給湯等に利用するもの</p>
V 2 H 充給電設備	<p>住宅の分電盤に直接接続し、コネクタを申請者が所有する電気自動車又はプラグインハイブリット自動車（以下「電</p>

	<p>気自動車」という。)の充電ポートにつなぎ、電気自動車等に搭載する駆動用のリチウムイオン電池に蓄えた電気を住宅へ供給できる設備であること。</p>
--	---

別表 2 (第 5 条関係)

対象設備	申請時に必要な書類
太陽光発電システム	<p>(1) システムの仕様書 (太陽電池モジュールの型式、最大出力値、使用枚数等が明記されているもの)</p> <p>(2) システムの設置予定場所の現況のカラー写真</p> <p>(3) 工事請負契約書の写し (工事着工予定日及び工事完了予定日が明記されていること) 又は設備付住宅売買契約書の写し (引き渡し予定日が明記されていること)</p> <p>(4) システム設置場所の地図 (複数の設備に申請する際は 1 部)</p> <p>(5) 同意書 (自分以外に所有者がいる場合、建物の所有が異なる場合)</p> <p>(6) (リース事業又は P P A 事業による設置の場合) 太陽光発電システムのリース又は P P A に係る契約書の写し (契約が未締結の場合は見積書を添付すること。その場合は、実績報告時に契約書の写しを添付すること)</p>

<p>H E M S</p>	<p>(1) H E M S の仕様書 (カタログ等でも可)</p> <p>(2) H E M S の設置予定場所のカラー現況写真</p> <p>(3) H E M S の設置に係る契約書の写し (工事着工予定日並びに工事完了予定日が明記されていること) 又は設備付住宅売買契約書の写し (引渡し予定日が明記されていること)</p> <p>(4) 設置場所の地図 (複数の設備に申請する際は 1 部)</p> <p>(5) 同意書 (自分以外に所有者がいる場合、建物の所有が異なる場合)</p> <p>(6) (リースの場合) H E M S のリースに係る契約書の写し (契約が未締結の場合は見積書を添付すること。その場合は、実績報告時に契約書の写しを添付すること)</p>
<p>家庭用燃料電池システム</p>	<p>(1) システムの仕様書</p> <p>(2) 家庭用燃料電池システムの設置に係る契約書の写し (ただし、家庭用燃料電池システムの設置に係る支払金額が記載されていない場合にあつては、見積書を添付)</p> <p>(3) 家庭用燃料電池システムの設置予定場所を示すカラー写真 (全景が確認できるもの)</p> <p>(4) 設置場所の地図 (複数の設備に申請する際は 1 部)</p> <p>(5) 同意書 (自分以外に所有者がい</p>

	<p>る場合、建物の所有が異なる場合)</p> <p>(6) (リースの場合) 家庭用燃料電池システムのリースに係る契約書の写し(契約が未締結の場合は見積書を添付すること。その場合は、実績報告時に契約書の写しを添付すること)</p>
<p>潜熱回収型ガス給湯器</p>	<p>(1) 設備の仕様書</p> <p>(2) 設備の設置予定場所の現況カラー写真</p> <p>(3) 工事請負契約書の写し(工事着工予定日及び工事完了予定日が明記されていること)又は設備付住宅売買契約書の写し(引き渡し予定日が明記されていること)</p> <p>(4) 設置場所の地図(複数の設備に申請する際は1部)</p> <p>(5) 同意書(自分以外に所有者がいる場合、建物の所有が異なる場合)</p> <p>(6) (リースの場合) 潜熱回収型ガス給湯器のリースに係る契約書の写し(契約が未締結の場合は見積書を添付すること。その場合は、実績報告時に契約書の写しを添付すること)</p>
<p>家庭用ヒートポンプ式給湯器</p>	<p>(1) 設備の仕様書</p> <p>(2) 設備の設置予定場所の現況カラー写真</p> <p>(3) 工事請負契約書の写し(工事着工予定日及び工事完了予定日が明記されていること)又は設備付住宅売</p>

	<p>買契約書の写し（引き渡し予定日が明記されていること）</p> <p>（４）設置場所の地図（複数の設備に申請する際は１部）</p> <p>（５）同意書（自分以外に所有者がいる場合、建物の所有が異なる場合）</p> <p>（６）（リースの場合）家庭用ヒートポンプ式給湯器のリースに係る契約書の写し（契約が未締結の場合は見積書を添付すること。その場合は、実績報告時に契約書の写しを添付すること）</p>
<p>V 2 H 充 給 電 設 備</p>	<p>（１）設備の仕様書</p> <p>（２）設備の設置予定場所の現況カラー写真</p> <p>（３）工事請負契約書の写し（工事着工予定日及び工事完了予定日が明記されていること）又は設備付住宅売買契約書の写し（引き渡し予定日が明記されていること）</p> <p>（４）補助対象工事の内訳書（V 2 H 充給電設備に係る内訳（金額を含む。）が記載されているもの）</p> <p>（５）設置場所の地図</p> <p>（６）同意書（自分以外に所有者がいる場合、建物の所有が異なる場合）</p> <p>（７）（リースの場合）V 2 H 充給電設備のリースに係る契約書の写し（契約が未締結の場合は見積書を添付すること。その場合は、実績報告時に</p>

	契約書の写しを提出すること)
--	----------------

別表 3 (第 8 条 関係)

対象設備	実績報告時に必要な添付書類
太陽光発電システム	<p>(1) システムの設置状況を示すカラー写真 (太陽電池モジュール設置枚数が確認できること)</p> <p>(2) システムの設置に係る支払いを証する書類 (領収書、ローン契約書、リース又は P P A に係る契約書) の写し</p> <p>※ 交付申請時にリース又は P P A に係る契約書の写しを提出済みの場合は除く。</p> <p>(3) 電力会社との電力需給契約の締結が確認できる書類</p> <p>(4) 設置した太陽電池モジュールの変換効率、未使用品であることが確認できる出力対比表等</p>
H E M S	<p>(1) システムの設置状況を示すカラー写真</p> <p>(2) H E M S の設置に係る支払いを証する書類 (領収書、ローン契約書又はリース契約書) の写し</p> <p>※ 交付申請時にリース契約書の写しを提出済みの場合は除く。</p>
家庭用燃料電池システム	<p>(1) 補助対象設備の設置状態を示す写真</p> <p>(2) 補助対象設備の設置に係る支払</p>

	<p>いを証する書類（領収書、ローン契約書又はリース契約書）の写し</p> <p>※交付申請時にリース契約書の写しを提出済みの場合は除く。</p>
潜熱回収型ガス給湯器	<p>(1) 補助対象設備の設置状態を示す写真</p> <p>(2) 補助対象設備の設置に係る支払いを証する書類（領収書、ローン契約書又はリース契約書）の写し</p> <p>※交付申請時にリース契約書の写しを提出済みの場合は除く。</p>
家庭用ヒートポンプ式給湯器	<p>(1) 補助対象設備の設置状態を示す写真</p> <p>(2) 補助対象設備の設置に係る支払いを証する書類（領収書、ローン契約書又はリース契約書）の写し</p> <p>※交付申請時にリース契約書の写しを提出済みの場合は除く。</p>
V2H充給電設備	<p>(1) 補助対象設備の設置状態及び設置後のV2Hと電気自動車等の接続が確認できる写真</p> <p>(2) 出荷証明書、保証書の写し又はこれに準ずるもの</p> <p>(3) 電気自動車等の車検証の写し</p> <p>(4) 補助対象設備の設置に係る支払いを証する書類（領収書、ローン契約書又はリース契約書）の写し</p> <p>※交付申請時にリース契約書の写しを提出済みの場合は除く。</p>

※領収書は、対象設備ごとではなく、他の工事等を含めて発行

される場合は、一括の領収書の写しの添付でかまいませんが、対象設備について金額がわかるように内訳書を添付してください。

別表 4（第 1 1 条関係）

対象設備	年数
太陽光発電システム	10年
H E M S	5年
家庭用燃料電池システム	6年
潜熱回収型ガス給湯器	6年
家庭用ヒートポンプ式給湯器	6年
V 2 H 充給電設備	5年